

大分大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者等選考委員会規程

平成17年1月19日制定

(設置)

第1条 大分大学（以下「本学」という。）に、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年1月7日政令第2号）第8条第2項及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年3月31日文科科学省令第23条）第35条に規定する学内選考委員会を大分大学学則第10条第2項の規定に基づき、大分大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者等選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(選考)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者について選考する。

- (1) 本学の大学院において独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種奨学金の貸与を受け、貸与期間終了の時に於いて、返還免除申請をした学生であつて、在学中に特に優れた業績を挙げたとして所属の研究科長が推薦したもののうち、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に対して当該奨学金の返還免除の候補者として推薦する者（以下「返還免除候補者」という。）
- (2) 本学の修士課程（博士前期課程を含む。）及び専門職学位課程（以下「修士課程等」という。）に進学予定で、機構が定める修士課程等に係る特に優れた業績による奨学金返還免除内定制度に申請した者であつて、所属予定の研究科長が推薦したもののうち、機構に対して当該奨学金の返還免除の内定候補者として推薦する者（以下「返還免除内定候補者」という。）

第3条 削除

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 学長が指名する学長特命補佐 1人
- (4) 各研究科長
- (5) 各研究科の教員 各1人
- (6) 学生支援部長

(任期)

第5条 前条第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員に事故があるときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(選考方法等)

第9条 返還免除候補者及び返還免除内定候補者の選考方法等は、それぞれ別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の事務は、学生支援部学生・留学生支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て定める。

附 則 (平成17年規程第4号)

この規程は、平成17年1月19日から施行し、平成16年度第一種奨学金の採用者から適用する。

附 則 (平成17年規程第60号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規程第78号)

この規程は、平成20年8月19日から施行する。

附 則 (平成24年規程第3号)

この規程は、平成24年1月18日から施行する。

附 則 (平成24年規程第21号)

この規程は、平成24年3月21日から施行する。

附 則 (平成24年規程第92号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第48号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第45号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年規程第25号)

この規程は、令和元年11月18日から施行する。

附 則 (令和2年規程第34号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第12号)

この規程は令和5年2月15日から施行する。